

# マルクスとガバナンス論（2・完）

——アソシエーション論への包摂にむけて——

堀 雅 晴\*

## 目 次

1. はじめに
2. ガバナンスの概念構成
3. マルクスのアソシエーション論の内容
4. マルクス『フランスの内乱』（1871年）におけるコミューン理解
5. マルクスの「自己統治（self-government）」論
6. おわりに (以上, 356号)

補論：『フランスの内乱』に関する先行研究の検討

1. レーニンにおけるマルクス『フランスの内乱』の理解
2. 加藤哲郎のマルクス『フランスの内乱』の理解
3. 杉原泰雄『人民主権の史的展開』（1978年）の場合
4. アレントの「評議会制（council system）構想とマルクス批判」  
(以上, 本号)

## 補論：『フランスの内乱』に関する先行研究の検討

『フランスの内乱』に関する先行研究は、本文中や注記において簡単にでも触れているはずである。補論では、まだ触れていない影響力のある重要文献に関して検討してみたい。それはレーニン（1917）のように「マルクス中央集権論者」としての議論をはじめ、加藤哲郎（1990）「非国家的『中央政府』の可能性」論、杉原泰雄（1978）「人民主権原理による中央政府が処理する統一国家（国家連合的コミューン連合としてではなく）」論、アレント（1963=1995, 1971=2000）の「評議会制（council system）」構想

---

\* ほり・まさはる 立命館大学法学部教授

である。それ以外に、淡路憲治 (1981)「中央集権制自由連合制併存」論の示唆<sup>30)</sup>があることにも留意しておきたい<sup>31)</sup>。

## 1. レーニンにおけるマルクス『フランスの内乱』の理解

レーニンは、『国家と革命』(1917年)の「第三章 国家と革命。1871年のパリ・コミューンの経験。マルクスの分析」のなかで、次の5点を検討している(レーニン全集第25巻)。すなわち「1. コミュニオン戦士の試みの英雄精神はどういう点にあるか?」「2. 粉碎された国家機構をなにに代えるのか?」「3. 議会制度の廃棄」「4. 国民の統一を組織すること」「5. 寄生体としての国家の廃絶」である。

まず「1. コミュニオン戦士の試みの英雄精神はどういう点にあるか?」では、レーニンは、これまで先述していないマルクス『フランスの内乱』の引用箇所、すなわち「労働者階級は、できあいの国家機構をそのまま掌握して、自分自身の目的のために行使することはできない」(MEW 17: 336, MEGA I-22: 137)との箇所が、実はマルクスとエンゲルスがコミューンの翌年に書いた『共産党宣言』(1872年ドイツ語版)序文において、「プロレタリアートがはじめて二カ月のあいだ政治権力をにぎったあのパリ・コミューンにおいて得られた実践的経験に照らしてみれば、この綱領〔『共産党宣言』〕は、今日ではところどころ時代おくれになっている」(MEW 18: 96)として指摘していた「証明」箇所であることに注目を促している(レーニン全集第25巻447頁)。しかしそのために、レーニンはマルクスが別の箇所で指摘する事柄にまでは、細心の注意を払って読んでいるようにはみえない。

それは、先述したJの「古い政府権力の純然たる抑圧的な諸機関は切りとられなければならないが、他方、その正当な諸機能は、社会そのものに優越する地位を篡奪した権力からもぎとって、社会の責任を負う吏員たちに返還されるはずであった。」の箇所であり、Kの「コミューン制度は、社会に寄生してその〔社会の〕自由の運動を妨げている国家寄生物の

ためにこれまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還したことであろう。」の箇所である。このことからわかることは、レーニンが新たに注目する「労働者階級は、できあいの国家機構をそのまま掌握して、自分自身の目的のために行使することはできない」の箇所という「できあいの国家機構」問題が、この二つの箇所という「その正当な諸機能を～社会の責任を負う吏員たちに返還」する課題と「これまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還」する課題との関係できちんと整理されることにはならなかったのではないかということである。

次に「2. 粉碎された国家機構をなにに代えるのか？」では、前項で引用したマルクスの記述のうち、Iの引用文とその後続く文章が取り上げられる（レーニン全集第25巻452頁）。ただしそのなかでは、この後の「3. 議会制度の廃棄」で取り上げる「コミューンは、仕事をする機関であって、議論だけの機関ではなく、執行と立法も同時に行う機関であった。」や、「公職は、中央政府の手先たちの私有財産ではなくなった。市政ばかりでなく、これまで国家が行使していた発議権のすべてが、コミューンの手中におかれた。」は除かれている。さて、これに対してレーニンは、「コミューンは、破壊された国家機構を、いっそう完全な民主主義に代えたに『すぎない』、すなわち常備軍を廃止し、すべての公務員の完全な選挙制と解任制を採用したに『すぎない』ようにみえる。ところが実際には、この『すぎない』という言葉は、ある制度を、原則的に異なる他の制度に大々的に代えることを意味する。」（同上）とし、「国家（一定の階級を抑圧するための特殊な力）から、もはや厳密な意味では国家ではないあるものへ転化する」（同上）ことになっているとしている。

以上、レーニンの理解は、マルクスのIから、「粉碎された国家機構」が「厳密な意味では国家ではないあるもの」に「代え」られているという内容にとどまっただけで、それ以上の分析にまで踏み込んではいないのである。換言すれば、前述してある「できあいの国家機構」の「粉碎」問題と、「その正当な諸機能を～社会の責任を負う吏員たちに返還」する課題

と「これまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還」する課題との関係がきちんと整理されてはいないことを意味する。

また「3. 議会制度の廃棄」でレーニンが引用するマルクスの文章は「コンミュンは、議会ふうの団体ではなくて、同時に執行府でもあり、立法府でもある行動的団体でなければならなかった。」であるが、これは前述の「コムニンは、仕事をする機関であって、議論だけの機関ではなく、執行と立法も同時に行う機関であった。」とは異なっていることに注意する必要がある。そして、この前者の理解に立って、レーニンは、「議会的立憲君主制ばかりでなく、もっとも民主的な共和制のばあいにも、ブルジョワ議会制度の真の本質 [= 「支配階級のどの成員が、議会で、人民を抑圧し、ふみにじるかを数年に一度きめること」]」（同上456頁、〔 〕内は引用者がその前に書かれているレーニンの一文を挿入したものを踏まえて提示される自らの問題意識、すなわち「もしもわれわれが国家の問題を提起し、議会制度を国家の一制度として、この分野におけるプロレタリアートの任務という見地から見るなら、議会制度からの活路はどこにあるか？ どうすれば、議会制度なしにやっていけるであろうか？」（同上456頁）に直接に答えるものとして大いに注目する。そしてレーニンは、先のマルクスの指摘を、次のように自分のことばで理解する。

「コンミュンは、ブルジョワ社会の金しだいの腐敗した議会制度を、判断と審議の自由が欺瞞に墮することのないような制度に代える。なぜならば、コンミュン議員は、自分も活動し、自分で自分の法律を実施し、自分で実際上の結果を点検し、自分で自分の選挙人に直接責任を負わなければならないからである。代議制度はのこっているが、しかし、特殊な制度としての、立法活動と執行活動との分業としての、議員に特権的地位を保障するものとしての、議会制度は、ここにはない。代議制度なしには、民主主義を——もちろん、プロレタリア民主主義もまた——考えることはできない。（中略）議会制度のない民主主義を考えることはできるし、ま

た考えなければならない。」（同上457-458頁）。

以上、レーニンの理解は、民主主義制度には代議制度は必要であるが、その代議制度が議会制度となれば、先述のとおり「もっとも民主的な共和制のばあいにも、ブルジョワ議会制度の真の本質」がそこには孕まれていることから、「議会制度なしにやっつけていける」方法として「コンミュン議員は、自分も活動し、自分で自分の法律を実施し、自分で実際上の結果を点検し、自分で自分の選挙人に直接責任を負う」というやり方に、「議会制度からの活路」を開くものとなったのである<sup>32)</sup>。

さらに「4. 国民の統一を組織すること」では、レーニンは先述のJの引用のうち、次の箇所、すなわち「各地区のもろもろの農村コンミュンは、〔その地区の〕中心都市におかれる代表者会議をつうじてその共同事務を処理することになっており、そしてこれらの地区会議がついでパリの全国代議員会に代表を送ることになっていた。代議員はすべて、いつでも解任することができ、またその選挙人の命令的委任（正式指令）に拘束されることになっていた。」を除いた文章を引用しつつ、それに対する評価として「マルクスは中央集権論者である。前掲のマルクスの議論のうちにも、中央集権主義からの逸脱はなにもない。国家にたいして完全に小市民的な『迷信』をいだいている人々だけが、ブルジョワ〔国家：訳者の挿入〕機構の廃棄を中央集権制の廃棄だと考えることができるのである。だが、もしプロレタリアートと貧農が国家権力を掌握して、まったく自由にコンミュンにならってみずからを組織し、すべてのコンミュンの活動を統合して、資本に痛撃をくわえ、資本家の反抗を打破し、鉄道、工場、土地等の私有を全国民に、全社会にうつすなら、これは中央集権制ではないだろうか？これはもっとも徹底した民主主義的中央集権制、しかもプロレタリア的な中央集権制ではないだろうか？」（同上463頁）を示すのである。

以上、レーニンは、ここで「マルクスは中央集権論者である」ことを強調したいことがよくわかる。しかしこの理解は、先述のJの引用に対する

本稿の理解とは、まったく対立的である。レーニンのいうように「国民の統一＝中央集権論」という理解は、たとえ「鉄道、工場、土地等の私有を全国民に、全社会にうつす」例を引き合いに出しても、「国民の統一はコミューン制度によって生産者の自治を基礎に組織され、これまでの古い政府権力においては一方の『純然たる抑圧的な諸機関』が破壊され、他方の『正当な諸機能』が社会の側の責任を負う職員たちに返還される」というマルクスの理解を変更する理由にはならない。

最後の「5. 寄生体としての国家の廃絶」では、レーニンは先述のKとL、そしてMの後半部分を冒頭で引用するものの何ら検討をくわえるわけもなく、「コンミュンは、ブルジョワ国家機構を粉碎しようとするプロレタリア革命の最初の試みであり、粉碎されたものにとってかわることができるし、またとってかわらなければならない、『ついに発見された』政治形態である」ことを強調する。

以上、レーニンのマルクス『フランスの内乱』の理解を検討した。その結果、レーニンは、マルクス『フランスの内乱』全体を正確に理解せず、「マルクスは中央集権論者である」と誤読していたことがわかる<sup>33)</sup>。

## 2. 加藤哲郎のマルクス『フランスの内乱』の理解

加藤(1990)は、レーニンの『国家と革命』における『フランスの内乱』についての理解を詳細に検討している。したがって、ここで関心である『フランスの内乱』自体についての全面的な理解ではないわけであるが、わかる範囲で、どのようなテキストの読み方をされているのかをみてみたい。

まず加藤(1990)では、「レーニンの眼鏡」(1990:150)を外して、前述の『フランスの内乱』(最終稿)を、レーニンには読めなかった『フランスの内乱』の第一草稿と第二草稿とともに読むことになる(加藤[1990]「四 忘れられた道標：「国家権力の社会による再吸収」[マルクス]。さて、『フランスの内乱』(最終稿)の実際の読み方は、第一草稿・

第二草稿の検討を踏まえて、「『国家』『国家権力』概念と『政府』『政治権力』概念を区別し、『国家そのものにたいする革命＝国家抑圧力の粉碎＝コミューン自治政府によるおきかえ＝社会による再吸収』という理解に立つと、以下のようなレーニンが参照した最終稿での表現の含意も、『国家そのものにたいする革命』『国家権力の社会による再吸収』『社会的権力としてのコミューン自治政府の獲得』の脈略で、より深く把握しうる」（1990：163）と述べて、I～Mの引用先である『フランスの内乱』（最終稿）から、次の10箇所の引用文を示すことになる（以下、引用文に挿入されている原文は省略した）。

Jからは、「いったんパリと二流の各中心地とにコミューンの統治がうちたてられたなら、古い中央政府は、地方でもまた、生産者の自治に席を譲らなければならなかった」と、「国民の統一は破壊されるのではなく、反対に、コミューン制度によって組織されるはずであった」である。

Kからは、「過度の中央集権に反対する昔の闘争の誇張された形態のように思いちがいをされた。」と、「コミューン制度は、社会に寄生してその〔社会の〕自由の運動を妨げている国家寄生物のためにこれまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還したことであろう。」である。

Lからは、「コミューン制度は、社会に寄生してその〔社会の〕自由の運動を妨げている国家寄生物のためにこれまで吸いとられていたすべての力を、社会の身体に返還したことであろう」である。

Mからは、「コミューンは、二つの最大の支出源——常備軍と官吏制度——を破壊することによって、ブルジョワ諸革命のあの合言葉、安あがりの政府を実現した。」と、「コミューンは共和制に、真に民主主義的な諸制度の基礎をあたえた。」、そして「コミューンがさまざまな解釈をうけたこと、またさまざまな利害集団がコミューンを自分の都合のよいように解釈したことは、従来すべての政府形態が断然抑圧的なものであったのにたいして、コミューンはあくまで発展性のある政治形態であったことを示している。コミューンのほんとうの秘密はこうであった。それは、それは本

質的に労働者階級の政府であり、横領者階級にたいする生産者階級の闘争の所産であり、労働の経済的解放をなしとげるための、ついに発見された政治形態であった。」である。

前掲にはない箇所では、「生産者の政治的支配と、生産者の社会的奴隷制の永久化とは、両立することはできない。」(MEW 17 : 342) と、「コミューンは、こうして、フランス社会のすべての健全分子の真の代表者であり、したがって真に国民的な政府であったが、それと同時に、労働者の政府として、労働の解放の大胆な戦士として、断固国際的であった」(MEW 17 : 346) である。

ここで、改めて、加藤(1990)が行なった第一草稿と第二草稿の検討自体はどうなっているのか、したがって、そこから明らかにされた『フランスの内乱』(第一・第二草稿と最終稿)の読み方がどうなっているのかをみてみると、こうなる。

第一に、コミューンが「人民大衆の社会的解放の政治形態」(1990 : 152-153) だという性格が、第一草稿での「それ〔コミューン〕は、(中略)人民大衆の社会的解放の政治形態」(MEW 17 : 543)の箇所が指摘されたが、これは最終稿では「労働者階級の政府であり、(中略)ついに発見された政治形態」(前述のMから)として改めて述べられている。

第二に、第一草稿だけにあって、第二草稿・最終稿では「消えていく」表現がふたつあることが明らかにされる。ひとつは、コミューンが「国家そのものにたいする革命」(1990 : 151-152) であるとの指摘であり、第一草稿「それ〔コミューン〕は、国家そのものにたいする、社会のこの超自然的な奇形児にたいする革命」(MEW 17 : 541)がその箇所となる。いまひとつは「国家権力の社会による再吸収」であるとの指摘であり、第一草稿「それ〔コミューン〕は、社会自身の生きた力として、社会によって、人民大衆自身によって再吸収されたもの」(MEW 17 : 543)がその該当箇所となる。

第三に、以上の諸点以外で草稿段階で現れている前述の「脈略」

（1990：163）として、次のふたつを指摘する。ひとつは、「反国家主義」としての「真の自治＝労働者政府」論であり、第二草稿「最も単純に理解されたコミューンは、古い政府機構を、その本拠地すなわちパリそのほかのフランスの大都市においてまず破壊したあとで、それ〔古い政府機構〕を真の自治におきかえることを意味した。労働者階級の拠点であるパリと各大都市では、この〔真の〕自治は、労働者階級の政府であった」（MEW 17：595）がその箇所である。

いまひとつは、「社会そのものの責任ある代理人により構成される社会権力の政治形態＝「政府＝公共権力＝中央政府とコミューン自治」論（1990＝160）であり、「非国家的『中央政府』の可能性」（同上）を示唆する内容だとするものであるが、第二草稿「一言でいえば、あらゆる公的機能は、（中略）コミューンの監督のもとに執行されるはずであった。中央の諸機能——（中略）——が不可能になるであろうというのは、ばかげた言い分のひとつである。これらの機能は今後も存続するであろうが、職員自身は、古い政府機構の場合のように、現実の社会のうえに立つことはできないであろう。というのは、これらの機能は<sup>・</sup>コ<sup>・</sup>ミュ<sup>・</sup>ーン<sup>・</sup>の<sup>・</sup>吏<sup>・</sup>員<sup>・</sup>によって、したがってつねに現実の監督のもとに執行されるはずだからである。公的機能は、中央政府がその手先に授ける私有財産ではなくなるであろう。」（MEW 17：596, MEGA I-22：105-106）がその箇所である。

以上、加藤（1990）の『フランスの内乱』（第一・第二草稿と最終稿）の読み方を検討してきたわけであるが、本稿のここまでの検討からいえば、「レーニン主義国家論批判」の文脈から第二草稿の前掲の箇所が根拠として取り上げられているのみで、加藤が示唆するだけに終わっている「非国家的『中央政府』の可能性」（1990＝160）という文言に、残念ながら大いに注目するだけに終わらざるをえないということである。

もちろん加藤（1990）は『国家論のルネサンス』（青木書店、1986年）の「第1章 <政治>イメージの政治学」で『「参加と自己実現の政治」という概念で、共産主義社会における非階級的・非国家的な『政治の全面開

花』(1990 : 162) を主張されている。そして、それを踏まえて『フランスの内乱』におけるマルクスの「労働者政府」が、「『社会自身の生きた力』としての『コミューン=労働者政府=真の自治』、『社会』のうえにたたない『社会』内部の『利益集団』のおりなす『政治』過程から生まれる『社会的権力』としての『中央政府』であり、そうした非国家的意味での『政治』の存在を前提にした『国家権力の社会による再吸収』と解釈しうる」(1990 : 162) とされている。これは重要な指摘であり、本稿もその成果を踏まえたいと考えるが、本稿ではこれまでの立論からも分かるとおり、『フランスの内乱』では「社会による国家権力の再吸収」される部分と「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊される部分とがあり、今後の検討が必要であるけれども、コミューン単位の自己統治を基盤とするガバナンス型政体<sup>34)</sup>が形成されるのではないかとの仮説を立てたいと考える。

### 3. 杉原泰雄『人民主権の史的展開』(1978年)の場合

杉原(1978)は、パリ・コミューンにおける人民主権の構想を検討する際に、「マルクスの以下の指摘は、パリ・コミューンの想定する国家像について妥当な理解を示すもの」(1978 : 404)として、先述のJのうちの冒頭から三番目の文章から最後から2番目までの文章(「コミューンは、全国的組織の大まかな見取図——コミューンには、これを展開するだけの余力がなかった——のなかで、(中略)反対に、コミューン制度によって組織されるはずであった」[1978 : 404])を引用している。そして杉原は、「ここ〔引用箇所〕にマルクスの優れた創造が付加されていることはたしかであろう。たとえば、パリ・コミューンの諸文書は、コミューンと中央政府との関係を論じていても、コミューン—県—中央政府の関係は積極的に論じていない」(同上)からである<sup>35)</sup>としながらも、「マルクスの創造が、パリ・コミューン自体の提起した原理をふまえて行われている」(同上)と評価している。以上の指摘でいわれている「マルクスの創造」に関する本稿での検討については、すでに述べているとおり本稿がパリ・コ

ミューンの諸文書自体をほとんど検討しておらず、マルクスの『フランスの内乱』だけを取り上げて論じている事情から、今後に残されていることを認識している。

ところで、そうした大きな制約の下にあって、かつマルクスの『フランスの内乱』への杉原の検討を対象とするものでもないにも関わらず、ここで検討したいことは、杉原が後述のとおり「国家」（＝ガバメント概念）の前提からパリ・コミューンの諸文書を検討されていて、「パリ・コミューンの想定する国家像」（1978：402）を明らかにされようとしているのではないかという点である。

杉原の明らかにした「国家像」とは、こうである。まずパリ・コミューンにおける「人権と社会主義に仕える『人民主権』」（1978：395）の構造を解明する際に、①「(i) 既存の主権原理とそれに立脚する権力機構の否定」（同上）、②「(ii) 『国家』の基礎単位としてのコミューンの権力は、『人民主権』の原理に従って構成され行使されなければならない」（1978：397）ことに続き、③「(iii) 『国家』は、自律的なコミューンを基礎とする全コミューンの結合体である。しかし、このような『国家』がどのような性格のものであるかは、すでに紹介しておいた諸文書〔「三月二七日の二〇区共和主義中央委員会の宣言」「四月一九日のフランス人民に対する宣言』〕からしても、一義的に明瞭であるわけではない。また、それ故に、理解が厳しく対立している。」（1978：398-399）とみている。

その上で杉原は、当該「諸文書」から、「『国家連合』（confédération）的なコミューン連合とみえないわけではない」（1978：399）としながら、詳細な検討を踏まえて「コミューンで処理できる事務をコミューンの完全な自治にゆだねつつも、コミューンで処理できない全国的・全人民的レベルの諸問題をコミューンと同一の権力原理つまり『人民主権』の原理によって中央政府が処理する統一国家と解すべきではなからうか」（1978：402、傍点は堀）とするものである。

ここで注意しなければならない点は、杉原のコミューンの諸文書への理

解として「『国家連合』(confédération) 的なコミューン連合」という概念で把握され、その内容を「各コミューンが主権国家的存在で、各コミューンの同意した事項についてのみ『連合』が成立し、加盟コミューンの意思によって『連合』を廃棄ないし修正することができ、かつ『連合』の意思決定については加盟コミューンは拒否権ないし適用免除権をもっている」(1978 : 399) と解され、さらに「……拒否権ないし適用免除権をもっている、ともみえないわけではない」(1978 : 399, 傍点は堀) と推量されている内容である。

しかし、杉原によって後述の「[国家のこと]」とする挿入が説明として加えられている<sup>36)</sup>とあり、「国家」(=ガバメント概念)の前提から詳細に検討する杉原にとっては、「三月二七日の二〇区共和主義中央委員会の宣言」(Manifeste du Comité de 20 Arrondissements, 以下、「三月二七日宣言」と略す)および「四月一九日のフランス人民に対する宣言」(以下、「四月一九日宣言」と略す)について、一方で①「『国家連合』((confédération) 的なコミューン連合とみえないわけではない」(1978 : 399) とする「コミューンは(中略)政治的・国民的・特殊的な集団〔国家のこと：杉原の挿入〕の中で、都市の中における個人のように、完全な自由・個性・完全な主権を保持する法人格として存在しなければならない」(「三月二七日宣言」)(同上、傍点は杉原)こと、②「コミューンの絶対的自治」(「四月一九日宣言」)(同上、傍点は杉原)、③「コミューンの自治に対する限界は、[結合のための] 契約に参加する他の全コミューンの平等の自治権だけであらう。契約に基づく結合によって、フランスの一体性は確保されるはずである」(「四月一九日宣言」)(同上、傍点は杉原)こと、という3点を指摘しつつも、他方で「この部分を含む文書の全体の脈絡」(1978 : 400, 傍点は堀)から理解し、「中央政府の必要性、それとコミューンとの関係、その構造などに明示的に言及」(同上)する箇所である、次の(a)~(d)の記述、すなわち「(a) 最大限の経済的發展、独立および国民と領土の安全を確保するために、コミューンは、結合することがで

きるしまた結合しなければならぬ」（「三月二七日宣言」）（同上、傍点は杉原）こと、また「(b) コミュニオンに固有の権利は、以下のものである。（中略）パリは、地方的な保障（garanties locales）としてこれ以上のものはなにも望んでいない。もちろん、加盟コミュニティの代表部である中央政府においても、同じ原理の実現と実行が条件となっている」（「四月一九日宣言」）（1978：401、傍点は杉原）こと、そして両宣言以外から「(c) パリは〔三月一八日〕、国の場合と同じく、いかなる都市も自治を行ない、その内部的なコミュニティ生活にかんする問題を管理し、国の全般的管理、国の政治的方向付けのみを中央政府にゆだねる」（三月二五日の内務委員の宣言）（1978：401、傍点は杉原）こと、最後に「(d) 彼ら〔われわれの敵〕が、パリを非難して、パリは、（中略）大革命によって建設されたフランスの統一をなんとかして破壊しようとしているというのは、彼らが誤解しているためかあるいは国民を誤解させようとしているためかのいずれからである」（四月一九日宣言）（1978：401-402）こと、がある。

したがって、杉原は、以上、(a)～(d)を示しつつ、「パリ・コミュニティが目指す新生フランスを各コミュニティが同意する『事項』についてのみ成立する『国家連合的』コミュニティ連合と解することは、むしろ誤りというべきであろう」（1978：402）と結論するのである。以上が、杉原による「国家」（＝ガバメント概念）を前提とする、杉原の解釈（＝「みえないわけではない」）である「国家連合的」コミュニティ連合として解されないとする検討結果である。

ところが、このような杉原による詳細な検討も、実は「国家」（＝ガバメント概念）の前提から行なわれるために、次のコミュニティ文書の箇所については十分な理解が及ばないためなのかどうかはわからないけれども、コミュニティ文書からの捨象という取り扱いとなっているのではないかと思われる。その箇所とは、「コミュニティの自治に対する限界は、〔結合のための〕契約に参加する他の全コミュニティの平等の自治権だけであろう。契約に基づく結合によって、フランスの一体性は確保されるはずである」（「四

月一九日宣言」, 1978 : 402) こと, である。

まず杉原は, この箇所について「統一国家を契約によって形成するということは, 国家連合的コミュニオン連合となんら関係をもっていない」(1978 : 402) との判断を示している。またその理由は, 「国家が契約に基づくということは, 契約によって生ずる国家の性格やあり方を直ちに規定するものではないからである」(同上)り, そもそも国家の性格やあり方を「規定するものは契約という形式ではなく, 契約の内容である」ということは, 同じく社会契約論者のロックやルソーの国家論が「同一でない」(同上) ことからみて「明らかなこと」(同上) だという。

以上の説明を検討するならばこうなる。第一に, 「統一国家を契約によって形成するということ」は, 「〔杉原の解釈から「みえないわけではない」とする〕国家連合的コミュニオン連合となんら関係をもっていない」としても, 「(a)最大限の経済的發展, 独立および国民と領土の安全を確保するために, コミュニオンは, 結合することができるしまた結合しなければならない」(「三月二七日宣言」)とし, 杉原も理解しているとおりの「(iii)『国家』は, 自律的なコミュニオンを基礎とする全コミュニオンの結合体である」(1978 : 398) ことから, コミュニオン間の結合を, 対等関係で結ばれる契約での基礎付けと理解することで, 何が問題なのかが判然とはしない。第二に, 国家の性格やあり方を, そこで「規定するものは契約という形式ではなく, 契約の内容である」との理解についても, 前項でいう「コミュニオンは, 結合することができるしまた結合しなければならない」や「『国家』は, 自律的なコミュニオンを基礎とする全コミュニオンの結合体」という場合にあっては, 「契約という形式か内容か」というレベルでの話はなくて, コミュニオン間の結合が, 国法の権威や常備軍や官僚制を背景とするものではなくて, 対等関係で結ばれる双務的契約で基礎付けられるものとして理解すべきであるということの意味するのではなかろうか(注10で引用するルソーの言葉〔「結合の一形式」〕も参照のこと)。

いずれにしても, 以上の検討結果から, 一方で杉原が(『フランスの内

乱』についてではなくて）パリ・コミューンの諸文書から理解する「コミューンで処理できる事務をコミューンの完全な自治にゆだねつつも、コミューンで処理できない全国的・全人民的レベルの諸問題をコミューンと同一の権力原理つまり『人民主権』の原理によって中央政府が処理する統一国家と解すべきではなかろうか」（1978：402、傍点は引用者）とする理解と、他方で杉原の述べる先述の「『フランスにおける内乱』におけるマルクスの以下の指摘〔『フランスの内乱』のJの引用箇所〕、および前項で検討した「I」～「M」の全体から理解できる内容とを比較してわかることは、一方で「マルクスの優れた創造が付加されていること」（1978：404）と、他方でそのことが「パリ・コミューン自体の提起した原理をふまえて行なわれていること」（1978：404）との間には齟齬が生じているように思われる。

したがって、もしもそうした齟齬を解消しようとするれば、本稿が『フランスの内乱』の記述から理解する内容によって、先に杉原がいう「コミューンで処理できる事務をコミューンの完全な自治にゆだねつつも、コミューンで処理できない全国的・全人民的レベルの諸問題をコミューンと同一の権力原理つまり『人民主権』の原理によって中央政府が処理する統一国家」〔=ガバメント論の系譜〕は、さしあたり、次のような変更になるだろう。すなわち、「コミューンで処理できる事務をコミューン〔とそのメタガバナンス〕の完全な自治〔自己統治〕にゆだねつつも、かつ、〔杉原がJから引用する文章を使っていえば〕コミューンで処理できない全国的・全人民的レベルの諸問題をコミューンと同一の権力原理つまり『人民主権』の原理によって中央政府が処理する統一国家『コミューンの吏員たち』によって『中央政府に残る少数の、だが重要な機能』が担われることになり、その意味から『コミューン制度によって組織される国民の統一〔the unity of the nation〕』〔=ガバナンス論の系譜〕である、と。

#### 4. アレントの「評議会制 (council system)」構想とマルクス批判

アレントの考察した、「革命の一時的機関」(1963=1995 : 410) として評する、マルクスのパリ・コミュン論があるので、ここで議論しておきたい。

まずはじめに彼女は「評議会制 (council system)」構想を論じているので、それからみておこう。アレントは、インタビュー記事の「政治と革命についての考察：一つの註釈」(1971=2000) において、『革命について』(1963=1995) も踏まえながら、既成の国家概念と国家主権を動揺させる「評議会制 (council system)」構想について、次の諸点から特徴づけている。

- ① 18世紀以降の諸革命（フランス革命，アメリカ独立革命，パリ・コミュン，ロシア革命，ドイツ革命，ハンガリー革命等）において既存の革命理論から独立した、「まったく新しい統治形態の萌芽」(1971=2000 : 231) である評議会制が自発的に出現したこと。
- ② 評議会制は、このために「いつでもどこでも、直接的には国民国家の官僚制や政党マシンによって滅ぼされ」(同上) ることになったこと。
- ③ 評議会制は、「われわれは参加したい，議論したい，公衆にわれわれの声を聞かせたい，そしてわが国の政治の指針を決定しうる可能性をもちたい」(1971=2000 : 233) という願望を実現する「公的空間」(同上) であること。
- ④ 「すべての人が公的な事柄に関心をもちたいということ」(1971=2000 : 233) はないことから、「一国のすべての住民がそうした評議会の一員になる必要」(同上) はなく，その場合には「自分抜きに決定されることに満足する」(同上) ことになるなかで，この方法の狙いは「一国のほんとうの政治的エリートを引き寄せるような自己選択的な過程 [a self-selective process : 自己選抜過程]」(同上) となること。

- ⑤ 組織原理は「下からはじまって、次第に上へと進んで、最後に議会へといたる」（1971=2000：232）もの<sup>37)</sup>であり、その過程を通じて「われわれの見解は別の見解の影響を受け、訂正され、誤りがあればそれを正して、明晰なものになるだろう」（同上）と考えられていること。
- ⑥ 以上から、「主権の原理とはまったく無縁であろうこの種の評議会国家〔council-state〕」（1971=2000：234）という「新しい国家概念が形成される可能性」（同上）が生まれており、そこでは「権力が垂直的ではなく水平的に構成される」（同上）ことから「さまざまな種類の連邦〔federations〕<sup>38)</sup>」（同上）に大変相応しいものとなっていること、である。

次に、本稿が関心を寄せるアレントの、パリ・コミューンに関するマルクス理解については、『革命について』（1963=1995）の「第六章 革命的伝統とその失われた宝」において、このように述べている。なお、すでに石井伸男より疑問（2003：125-126）<sup>39)</sup>が呈されているが、これから行う指摘で、アレントのマルクスに対する評価がいったん白紙に戻るかもしれないかどうかを検討してみたい。まず、彼女はこう述べる。

「〔マルクスは〕一八七一年のパリ・コミューンの $\dot{\text{c}}\dot{\text{o}}\dot{\text{m}}\dot{\text{m}}\dot{\text{u}}\dot{\text{n}}\dot{\text{e}}\dot{\text{n}}$ 制度（Kommunalverfassung）は、『最小の村落のばあいでもその政治形態』になると考えられたから、『労働の経済的解放のための、ついに発見された政治形態』になるかもしれないと理解した。しかしまもなく彼は、この政治形態が社会主義者や共産党による『プロレタリアート独裁』の観念とはなはだしく矛盾することに気がついた。というのも、共産党の権力独占と暴力独占は国民国家の高度に中央集権化された政府をモデルにしていたからである。そこで彼は、結局、コミューン評議会は革命の一時的機関にすぎないという結論をくださった<sup>(64)</sup>」（1963=1995：410）。

またそこで付していた注64では、このような説明でその根拠を示していた。

「一八七一年、マルクスはコムニオンを、『労働の経済的解放を達成することができるところの、ついに発見された政治形態』と呼び、これをその『隠れたる真実』と呼んだ」（『フランスの内乱』*Der Bürgerkrieg in Frankreich* (1871), Berlin, 1952, pp.71, 76)。しかし、彼が次のようにのべたのは、それからわずか二年後のことである。『労働者は……国家権力の手中に強制力をもっとも断固として集中するよう努めなければならぬ。共同体の自由とか自治などにかんする民主主義的おしゃべりにまどわされてはならない』（*Enthüllungen über den Kommunistenprozess zu Köln*, Sozialdemokratische Bibliothek, Bd. IV, Hattingen/Zürich, 1885 p. 81）」（同上：452-453）。

さて、アレントが根拠に上げた出典 *Enthüllungen über den Kommunistenprozess zu Köln*, Sozialdemokratische Bibliothek, Bd. IV, Hattingen/Zürich, 1885 は、訳されていないが、マルクスの『ケルン共産党裁判の真相』（1853）（MEW 8）である。そして当該「p.81」（後述）に掲載されている文献を調べてみると、「付録 1 1850年3月の中央委員会の同盟員への呼びかけ」（1850）（MEW 7）であり、そこにはアレントが根拠に引用した当該文章があった（MEW 7：252，第7巻257頁）。したがって、この箇所の文章は、「それからわずか二年後」の文章ではなかった。同書の別の頁には、確かに、マルクス「[[ケルン共産党裁判の真相]の]あとがき」（ロンドン，1875年1月8日）も掲載されていたが、そこにはアレントが先に引用した文章は見当たらない。

アレントがこのような誤りに至った理由は、同じ注64で述べられているとおり、「ずいぶん負っている」（1963=1995：453頁）という、アンワイラー（Oskar Anweiler）の *Die Rätebewegung in Russland 1905-1921*, Leiden：E. J. Brill, 1958 での記述をきちんと確認せずに、そのまま依拠したところにあるとおもわれる。

なぜならば同書の19頁には、アレントが本文で引用したマルクスの文章「労働者は……国家権力の手中に強制力をもっとも断固として集中するよ

う努めなければならぬ。共同体の自由とか自治などにかんする民主主義的おしゃべりにまどわされてはならない 40)」および脚注の「40) *ibid.* S.81」(*ibid.* は、*Enthüllungen über den Kommunistenprozess zu Köln*, Sozialdemokratische Bibliothek, Bd. IV, Hattingen/Zürich, 1885 を指す)があり、またそれに続いて、同じく注64でアレントから「全く正しい」(1963=1995 : 453頁)と評されて引用までされるアンワイラーの文章、すなわち「革命的評議会はマルクスにとって、革命を促進すべき一時的な政治的戦闘組織以上のものではなかった。彼は評議会の中に、社会の根本的変革のための芽を見なかった。その変革は、かえって上から、プロレタリアートの中央集権的な国家的権力によっておこなわなければならなかった (p.19)。」(1963=1995 : 453頁)が書かれている。このことから、マルクスからの引用文と、アンワイラーの文章の間にはアレントの記述が何も無く、前者に対するアレント自身の検討がなんらなされていないことがわかる。

それでは、以上の指摘から、アレントは、自らが評した「革命の一時的機関」だとするマルクスのコミュン論をいったん白紙に戻すであろうかどうかを考えてみると、そういうことにはならないのではないだろうか。そのように推測する理由はこうである。

まずアンワイラーがどのような検討をして先の評価に至ったのか、そしてアレントもそれに賛同しているのかを、アンワイラー (1958) の「I-4. Karl Marx und die Pariser Kommune von 1871」(SS.14-23)で検討してみることしよう<sup>40)</sup>。結論からいえば、アンワイラーは、当該箇所、『共産党宣言』(1848)と、1848年革命の失敗後に書かれた「1850年3月の中央委員会の同盟員への呼びかけ」(1850)を扱っていて、先ほどの「革命的評議会はマルクスにとって……中央集権的な国家的権力によっておこなわなければならなかった」とコメントしていた。

そして1871年のコミュンに関しては、このコメントに続いて述べた一文、すなわち「それにも関わらず、当該矛盾が、戦術的な理由から勧めら

れたローカル化された革命的諸機関と、プロレタリアートの中央集権主義の要求の間で存在しており、この矛盾はマルクスが解決を試みなかったものであり、たぶん彼はその矛盾に気がついていなかった」(S.19)と述べ、またそれに続いて、「彼〔マルクス〕は、1917年のレーニンと同様に、1871年のコミューンに関する同じ問題に直面した。」(同上)と述べるなかで、1871年のコミューンに触れていたことがわかった。

したがって、確かにアレントは、アンワイラー (1958) の記した脚注「40) *ibid.* S.81」を鵜呑みにして引用文献先の表記を誤ったけれども、彼女の主旨はアンワイラーに賛同して、1871年のコミューンへの評価も、実は1848年革命の場合と同じ評価、すなわち「それ〔1848年革命!〕からわずか二年後」に記した「労働者は……国家権力の手中に強制力をもっとも断固として集中するよう努めなければならぬ。共同体の自由とか自治などにかんする民主主義的おしゃべりにまどわされてはならない」(「1850年3月の中央委員会の同盟員への呼びかけ (1850)」)と同じことになるであろう。

もしもそうだとすれば、本稿でこれまでに検討してきたことから、このようなアレントやアンワイラーの理解、すなわち「当該矛盾が、戦術的な理由から勧められたローカル化された革命的諸機関と、プロレタリアートの中央集権主義の要求の間で存在しており、この矛盾はマルクスが解決を試みなかったもの」に対して、次のように答えることができるであろう。

まず、「革命的諸機関」はマルクスの、権力奪取と自己統治のためのアソシエーション論による基本的構想・戦略であって、そもそも戦術的な理由から勧められたものではないことである。次に、アレントやアンワイラーからみれば「革命的諸機関」と「プロレタリアートの中央集権主義」は明らかに対立する考え方であるが、マルクスにとっては本稿の「4」で明らかにしたとおり、両者の間に「矛盾」が内在するとは考えていないことである。したがって矛盾自体が内在しない以上、「マルクスが〔当該矛盾の〕解決を試みなかった」という話にはそもそもならないのである。

以上の回答では、もちろん、ふたりは納得しないであろう。なぜならば、本稿流にいえば、ふたりの関心が両者の間に生じる「当面の対立局面」にあることから、この回答では戦術的レベルで、何らの解決策も提示していないとおもわれるからである。しかしながら、先の基本的構想レベルでの話を枠組みとして、繰返しになるが、引き続き、先ほどのガバナンス型行政学の構築に向けての理論的な探究作業をひとつひとつ積み上げていく以外に、ふたりを納得させるための方法は無いのではないかと考えている。換言すれば、「From Government to Governance」の文脈を維持しつつ、「理念と原理」の基礎理論を極める「Governance without Government」論と、実態分析と政策提言を担う「Governance and Government」論を共に探究する必要がある。

- 30) 淡路（1981）の「中央集権制自由連合制併存」論とは、本文で引用したJの①②③の箇所を指摘しながら、「強烈・深刻なコミュン衝撃によって、マルクスは『共産党宣言』の政治権力説を放棄し、熱烈に国家破壊と民主主義徹底を主張するようになったが、しかし、その反面、自己本来の国家論である中央集権主義を保持することによって、マルクスはマルクスでありつづけたのである。その結果として、本来、両立しがたい民主主義と中央集権主義の、あるいはまた連合主義と中央集権主義の二原理が並存・混在することになった」（1981：135）とみている。ちなみに長谷川（1971-1972）は、「コミュン=新しい国家、新しい自治体、新しい社会問題の解決、新しい政治の方法」論を指摘する。その内容は、マルクスの言説に対してではないが、「コミュンは、しばしば誤解されるように、民衆そのものが支配する直接民主制を採用しているわけではない。二度のコミュンの選挙が示しているように、コミュンは代表制、すなわち、間接民主制である。（中略）民衆のアン・ジッヒ（即自的）な支配は、アナキー（無秩序）を生みだすにちがいない。自分たちの仲間から代表を選び、その選んだ代表と、もう一度政治運動の渦中において結合するというのが、コミュンを一般の議会とはちがう国家機関にしたのである。しかも、民衆の参加する民主主義を、できるだけ忠実に表現する国家機関がそこに実現した」（第10回1972.2：97）というものである。
- 31) ちなみに田口（1977：30）では、「マルクスの場合、そういうふうにより・コミュンの自治体政府とそして中央政府としての二重性格を一応みているとはいっても、しかし『（フランスの）内乱』でのコミュンの特徴づけは、あくまでもこれを労働者階級の「遂に発見された政府形態」と見たこと、つまり自治体権力というよりはむしろ一つの階級の国家権力というふうに見たところにある」としている（下線は堀）。
- 32) ケルゼン（1920=2009）も、ここでのレーニンと同様の理解を示している。「カール・マ

ルクスは、一八七一年のパリ・コミューンを議会的組織ではなく実行的組織であったとし、普通選挙権は、支配階級のうちの誰が議会において人民を代表し蹂躪すべきかを三年か六年に一度決定するためではなく、人民が直接行政を掌握するためのものであったと述べたが（『フランスの内乱』マル・エンー七巻三一五—七頁）、レーニンはこれをうけて、新共産主義理論の基礎文献『国家と革命』の中で、議会制の廃止を要求した（全集二五巻四五—五頁。）（1920=2009：12）。

- 33) ちなみにトロツキーは、『フランスの内乱』の理解ではないが、次のようなパリ・コミューン自体の理解を示している。『テロリズムと共産主義』の「第5章 パリ・コミューンとソヴィエト・ロシア」において、「同志レーニンは、すでにカウツキーに、コミューンを形式的民主主義の表現として描こうとする試みは、理論的ペテンに過ぎないということを描した。コミューンは、その伝統と指導政党——ブランクイ主義者の意図においては、革命的都市の全国に対する独裁であった。フランス大革命においても、そうであったし、一八七一年の革命においても、もしコミューンが旦夕に倒れなかったならば、同じことがいえただろう。」（1920=1962：118）。
- 34) ちなみに Bevir (2009) は、従来の単一国家概念から成る政体と好対照をなす、様々な団体・機関等の活動するガバナンス現象の背景に「被差異化型政体」(differentiated polity) と呼ぶそれを想定している (2009：71-74)。
- 35) この箇所に関しては、すでに桂 (1980) において、杉原のそうした指摘が「評議会文書についてだけ妥当する」(1980：35, 注22) ものであって、桂が紹介するノスタ (Nostag) の論説「われわれは何を望むか」(『政治社会革命』紙) には「未来の国家とは完全自治権を持つ小都市国家連合と理解される」内容が述べられているとする。そして桂は、「少数派・多数派のいずれに属するかを問わず、インターには連合主義的でありベレルテールな傾向と、集中的でオトリテールな傾向とが交差して現れていたが、彼らが“ついに発見した”と信じた政治形態については、根本的な意見の相違はなかったとみてよい」(1980：31) とする。
- 36) 当該箇所に関しては次の説明を追加したい。まず杉原が「[国家のこと]」を挿入した箇所の訳は「政治的・国民的・特殊な集団 [国家のこと] の中で」(1978：399) である。ちなみに桂 (1971：132) では、それが「政治的、国民的、連合的集団のなかで」となっている。さて原文は、“dans le groupe politique, national et special” である (“Manifeste du Comite de 20 Arrondissements,” *Le Cri du peuple : journal politique quotidien*, le 27 mars 1871)。したがって、ここでの訳は special が「連合的」ではなくて「特殊な」と理解されるけれども、「政治的・国民的・特殊な集団」がなぜ「[国家のこと]」なのか、またたとえ「[国家]」であるとしても、それがどのような形態なのかに関しては、慎重な考察が求められるであろう。ちなみに本稿は、本文でのとおり、ここでの杉原の「国家」理解をガバメント論の系譜のそれとして理解している。ちなみに杉原 (2008：165) においても、「[国家のこと]」の挿入はそのままである。
- 37) ここで述べる評議会と議会の関係、および評議会での自己選抜過程と議会選挙で他者選抜過程についての説明はない。
- 38) アレントは、「さまざまな種類の連邦」が何を具体的には指しているのかまでは述べて

いない。しかし、当該記事において小規模なものとして「労働者評議会」（1971=2000：233）以外にも「近隣評議会、専門職評議会、工場内評議会、アパート内評議会」（1971=2000：232）をあげていることから、それらのものが多数集って連合して団体を形成しているものとして理解していると思われる。

- 39) 石井の疑問とはこうである。「マルクスがパリ・コミューンを『国家の社会による再吸収』の試みとして位置づけ、評価したことは前に述べた。アーレントは、マルクスによるコミューン評価は一時的なもので、後には中央集権に戻ったとするが、それはおそらく誤解、あるいは彼女の、権力が社会制度化することへの不信からくる偏見であろう（OR：p.325f/452頁。）」（2003：125-126）。なお管見では、いまのところ石井氏以外に、当該のアーレントのマルクス理解に対して疑問を呈している論者はいない（カノヴァン〔1974=1981：165〕、Sitton〔1987=1994：315〕、星野〔2000：107〕）。
- 40) アンワイラー（1958）の当箇所を理解および翻訳に際しては、英訳書である Oskar Anweiler, Ruth Hein translated, *The Soviets: the Russian workers, peasants, and soldiers, 1905-1921*. New York: Pantheon Books, 1974；4. Karl Marx and the Paris Commune of 1871, pp.11-19. を参照した。

#### 参考文献

- アーレント, H (1963=1995) 志水速雄訳『革命について』ちくま文庫。  
——— (1971=2000)「政治と革命についての考察：一つの註釈」山田正行訳『暴力について：共和国の危機』みすず書房。  
淡路憲治（1981）『西欧革命とマルクス、エンゲルス』未来社。  
石井伸男（2003）「＜社会的＞解放か、＜政治的＞解放か？：カール・マルクス VS ハンナ・アーレント」吉田傑俊、佐藤和夫、尾関周二編『アーレントとマルクス』大月書店。  
桂圭男（1980）「パリ・コミューン期におけるインターナショナル組織の動向」『神戸大学教養部紀要』第25号。  
加藤哲郎（1990）「社会主義と国家の一四〇年：レーニン主義国家論批判」『東欧革命と社会主義』花伝社。  
カノヴァン, M. (1974=1981), 寺島俊穂訳『ハンナ・アーレントの政治思想』未来社。  
ケルゼン, H. (2009=1920) 長尾龍一訳「民主制の本質と価値（初版）」上原ほか訳『ハンス・ケルゼン著作集 I 民主主義論』慈学社。  
杉原泰雄（1978）『人民主権の史的展開』岩波書店。  
———（2008）『憲法と資本主義』勁草書房。  
田口富久治（1977）ほか「【討論】フランス・コミューン論と現代地方自治」自治

- 体問題研究所編『地域と自治体 第6集』自治体研究社。
- トロツキー, L.D. (1920=1962) 根岸隆夫訳『テロリズムと共産主義 (トロツキー選集 第12巻)』現代思潮社。
- 長谷川正安 (1971-1972) 「パリ・コンミュン：コンミュン100年を記念して (1)-(11完)」『月刊労働問題』157-167号, 1971年5月~1972年3月。
- 星野智 (2000) 「アレントにおける『構成的権力』と『評議会民主主義』」『情況第2期』11巻4号, 2000年5月号。
- レーニン, V.I. (1917=1957) 『国家と革命：マルクス主義の国家学説と革命におけるプロレタリアートの諸任務』マルクス=レーニン主義研究所『レーニン全集第25巻』大月書店。
- Bevir, M (2009) *Key Concepts in Governance*, Thousand Oaks : Sage.
- Manifeste du Comité de 20 Arrondissements, *Le Cri du peuple : journal politique quotidien*, le 27 mars 1871.
- Marx, Karl & Friedrich Engels : Werke (MEW)*, Berlin : Dietz Verlag, 1956-90 (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』大月書店1959-91年).
- Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA) Erste Abteilung Werke/ Artikel/Entwürfe*, Band22, Berlin : Dietz Verlag, 1978.
- Sitton, John F. (1987=1994), Arendt's Argument for Council Democracy, Lewis P. Hinchman and Sandra K. Hinchman, (edit.) *Hannah Arendt : critical essays*, State University of New York Press, 1994.

\* 本稿は、2014年度立命館大学学外研究制度での研究成果の一部である。そして本稿の要旨は、2014年度日本政治学会研究大会 (10月11日, 早稲田大学) の「分科会 B-4 : マルクスと政治学 (公募企画)」において、すでに報告済みである。この場を借りて議論に参加して下さった二人の報告者および討論者, そして当分科会出席者に感謝の意を表したい。